



ようこそ！ もの忘れ外来へ

道路交通法改正において本人および家族の注意すること

平成29年3月12日に新たな道路交通法が施行されました。75歳以上の高齢ドライバーへの免許更新時の手続きについては前回簡単にお話しました。今回は高齢ドライバー本人および家族の対応のあり方について、私見ではありますが述べたいと思います。

・免許更新時の認知機能検査を受ける以前から、本人も運転への不安を持っており更新を迷っている場合

この場合には家族は本人の意向をよく聴いた上で、免許証の自主返納をされることを勧めます。その際本人が躊躇する場合には、かかりつけ医に相談されるか専門医を受診されることも良い方法かと思えます。受診時には必ず家族も同伴して医師に免許更新の是非について相談に来たことをはっきりと伝えることが大切です。公安委員会に免許証の自主返納をした場合には、運転経歴証明書が発行され、これは生涯その人が身分証明書として使用することができます。また、この運転経歴証明書を提示することでその地域での様々な特典を受けることができます。認知症との診断書が公安委員会に提出され、行政処分により免許を取り消された場合には運転経歴証明書は発行されません。

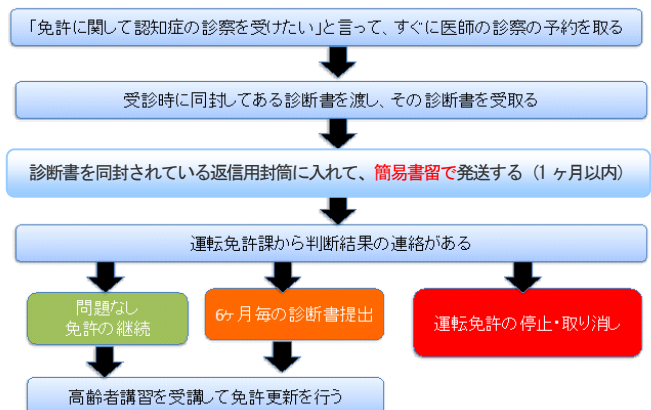
・免許更新時の認知機能検査で第一分類（認知症の疑いあり）となり、認知症の診断書の提出を求められた場合（図1）

この場合には、現在運転をしている本人が認知症を発症している可能性が高く、さらに事故を起こす危険性が高まることから報告されています。これまでは第一分類とされても事故を起こさなければ運転を継続することができていたのですが、今回の改正によって第一分類とされた場合には、「診断書提出命令書」が公安委員会から送られてきます。それを持ってかかりつけ医あるいは専門医を受診し認知症の有無について医師の診断を受けることが義務付けられました。家族が注意することは、本人がこうした書類を受け取っていることを忘れて無視したりする場合があります。診断書提出命令書を受け取った後、理由なく1ヶ月以内に診断書を提出しない場合には免許停止処分や「臨時適性検査」が行われ、最終的に免許取り消しになる場合がありますので注意が必要です。75歳以上で運転をしている方の家族は、本人に確認するか不明な場合には公安委員会に連絡して免許更新の時期や更新時の認知機能検査の結果を確認することが必要です。診断書作成には画像検査や認知機能検査が必要になりますので、「診断書提出命令書」を受け取った際には、早めにかかりつけ医や専門医と連絡を取って医療機関を受診してください。「診断書提出命令書」を受け取った後の処置について不明な点がある場合は、高齢者運転支援ダイヤル（0985-28-1316または0985-31-0211 FAX0985-20-9017）に連絡して下さい。

・家族から見ても運転中に危険なことが多く、運転をやめさせたいと思っているが本人が頑なにやめようとしめない場合

実際にこのような高齢ドライバーを持つ家族も少なくないと思います。本人に認知症の検査を勧めても医療機関への受診を拒否して、どうしてよいか困っているとの相談を過去に何回か受けた経験もあります。こうした場合には本人抜きでも構いませんので、まずはかかりつけ医に相談してください。その後紹介状を持って専門医を受診されるのがいいでしょう。私は本人の自尊心を傷つけないような形で受診して頂き、現状をよく説明して本人に納得して頂いた上で、運転免許の返納をしていただくように努めています。それでも免許の自主返納を固辞する場合には、医師の任意の判断で診断書を作成し公安委員会に提出することも可能です。道路交通法では「認知症など一定の病気等を診断した医師による任意の届出制度」が設けられています。この場合には運転免許の停止処分や「臨時適性検査」など何らかの行政処分が行われることになります。しかしながら、医師がこの制度による届け出の意思を持たずに「単なる相談」をするのであれば、同法の「届け出」には該当しないとされています。とにかく高齢ドライバーの件で困ったときには医師に相談されるのが良いでしょう。

【図1】 公安委員会から通知書が来たあとの対応
(ただし、自主返納する場合には診断書提出の必要はない。)



ドクター岡原の今月のひとこと！



3月12日に道路交通法が改正されました。75歳以上の全ての高齢ドライバーは免許更新時に認知機能検査を受け、そこで認知機能の低下が疑われた場合（第一分類）には、医師の診断書を提出することが義務化されたわけです。第一分類の方の認知機能の低下の状況は概ねFAST5あるいはCDR1の状態に対応しているとされていますので、中等度の認知症であれば第一分類になることが予想されます。一方で第一分類とされなくても軽症認知症あるいは軽度認知機能障害がありながら運転を続けている高齢ドライバーもたくさんいらっしゃる訳です。つまり免許更新時の検査では合格しても「運転することが危険だ」と家族が判断された場合には、本人とよく話し合って免許の自主返納を検討する、あるいはかかりつけ医に相談することも事故を防ぐ方法と考えます。

高齢者が交通事故の被害者、加害者とならないためには家族の見守りや働きかけが重要です。